

沖高教組第 21-46 号
2021 年 11 月 25 日

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌 様

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合
執行委員長 仲宗根 司



2022 年度 教育予算・教育条件整備に関する要求書

貴職におかれましては、日頃より沖縄県の教育発展のためにご尽力なさっていることに対して、深く敬意を表します。

さて、日本は国家予算に占める教育費の割合が OECD 諸国中下位にあり、本県は、児童・生徒一人当たりの教育予算が全国最下位グループに属し、特に子どもの貧困問題は深刻です。高教組はそのような状況を改善するため、全県民的課題と言える「30 人学級の実現」「不登校・中途退学」「保護者の教育費負担の軽減」等の問題解決に向けてとりくみを進めているところです。

そのとりくみの一つとして、学校現場の教育条件整備を図る必要から、現場の声を活かすべく、これまで組合員の要求を集約してきました。

つきましては、2022 年度教育予算・教育条件整備に関する要求書を提出致しますので、貴職の誠意ある回答をお願いいたします。

記

一. ゆたかな教育を実現するために教育予算を増額すること。

〈学校施設・設備・備品等に係る項目〉 ※ ○印は重点要求項目

1. 特別支援学校の学校規模の適正化を図ること。
2. 県立学校編成整備計画の実施に伴う学校再編・統廃合については、引き続き学校・地域の意見を反映させ、教育目標が達成できるよう施設・設備の充実も同時に行うこと。
3. 老朽校舎、校舎の危険箇所の早急な改善を図ること。耐震化の必要な校舎、緊急時の避難経路等、防災上問題のある施設はもちろん、職員・生徒の教室移動で、特に障害者等在籍の学校については、日常的に危険な箇所の修繕や通路に屋根設置等早急に対応すること。
4. 老朽化した寄宿舎の改善を進めるとともに、生徒の障害の実態にあった安全対策を施すなど、整備充実を図ること。また、生活指導の充実という観点から、すべての知的障害特別支援学校に寄宿舎を設置すること。
5. 障害者差別解消法の理念に鑑み、校舎建築、諸設備の改善には、バリアフリーやエレベータをとり入れること。車椅子昇降機が配置されている学校においても、昇降機の不具合が多く活用度が低いという状況について、対策を講じること。

6. 学習学校規模の改善、学校編成整備計画や学科改編などに伴う施設・設備の充実、危険箇所の改善、バリアフリーの観点からの設備改善、クーラーを設置すること。
7. 特別支援学校在籍の生徒数が増加傾向にある。教室が不足し、視聴覚室(高等部職員室へ使用変更)、職員の更衣室(生徒面談室に使用)もない状況である。特別支援学校の設置基準を適正に定め、過密化を解消すること。
8. LGBTQ の生徒・職員に配慮したトイレや更衣室等を設置すること。
9. 中北部地区へ単独の通信制高校を設置すること。

〈職員配置、予算配分等に係る項目〉

1. 総合型の特別支援学校の定数については、知的特別支援学校の定数を基準にするのではなく、実態に合った適切な数を配置すること。
2. 障害のある生徒、または学習障害等、特に配慮を要する生徒が通う高校に対して、専門知識のある学習支援職員の加配や、昼食介助で休憩がとれない等の事例も勘案し、定数枠にとらわれない柔軟な人的配置を含めた環境整備を行うこと。
3. 学生寮のある学校の舎監業務について、2020年度より副舎監が配置されるようになったが、副舎監が配置された教科への負担が増えたとの声があがっている。副舎監制度について現場での状況を調査し、より負担軽減の実効性がある制度となるよう改善すること。
4. LHR・総合的な探究の時間を含めた授業等持ち時数の上限改善（16時間上限）に向け、ゆとりを持って授業にのぞめる体制を整えるよう、県教委として教員定数増を国に求めること、県独自で予算確保し教員を増やすこと。
5. 定数・持ち時間数についての例年の回答では、『教職員の定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、県の条例で定められております。』になっています。県のいう条例とは何か、具体的な条例名と条項を示すこと。
6. 特別支援学校の児童生徒数増により、職員不足や施設設備の不備等で、アレルギー除去食などの多様な食事形態や医療的高度なニーズに対応できない現状がある。不測の事態が起こる懸念があることから、栄養教職員・養護教諭等の緊急的な職員確保や施設充実の早急な対応をとること。
7. インクルーシブの視点に基づき、障害のある生徒が地域の学校に通学出来るよう、特別支援教育の充実に向け、特別支援教育に精通した職員の配置を進めること。
8. 学校技能員(用務員)の雇用形態については、賃金雇用ではなく、せめて常勤の臨任として配置し、採用期間についても柔軟に運用すること。また、自然災害時における施設把握の対応はもちろん、日常的な教育環境の持続的な安全確保において、現業職員の配置は最優先事項である。近年学校施設を外壁塗装し、建物の修繕が多く見られるが、建物の内部は老朽化し配水管の漏水や電気の不通、階段の破損、引き戸が開かない(建物の歪みによる)ことから、学校技能員

の仕事は、建物の老朽化によって何十倍もある。本務職員採用試験を再開し対象者の年齢撤廃に向けた対応をとること。

9. 中途退学対策係を要望する学校へは、要望とおり完全配置すること。
10. 勤務時間外や休日の部活動指導の教職員の負担軽減のため、部活動指導員をさらに増員すること。
11. 高等学校就学支援金、高校生就学給付金を主に担当する事務補助員を、次年度以降も継続し、さらに通年フルタイムで配置すること。
12. 進路就職支援員・スクールカウンセラー・学習支援員・スクールソーシャルワーカーの職員を通年フルタイムで配置すること。
13. 図書館蔵書点検期間における図書司書補助員の完全配置をすること。
14. インターンシップについては、生徒個人の負担が出ないよう予算増額を図るとともに、学校間・校種間（特別支援・小・中・大）との調整に行政として十分関わること。
15. 各学校の備品費・教材費・消耗品費などの不足の改善・充実を図ること。
16. 学校図書館の充実のため、生徒がインターネットを使用できるパソコンの台数を整え、図書購入費及び消耗品費を増額すること。特に、基準冊数達成率の低い学校については、早急に改善を講じること。
17. 外部専門家活用事業について、年度当初に要求額通りの令達をすること。年度末に残予算が令達されると、外部講師の確保も困難であるため、効果的な事業実行のためにも配慮願いたい。
18. 少数職種職員単独配置の学校へ不測の事態に対応するため、複数職員配置をすること。段階的にブロック単位で配置等をするなど検討すること。
19. 2011年度より沖縄水産に移管された実習船運営事務所について、行財政改革の一環として、効率的な組織の実現を図るため移管し、また、学校の所管とすることにより適切な組織運営を行えるとの考えを回答されたが、沖縄水産高校管理者からも再度独立して学校外に設置することの要望が出ている。今後、学校との連携に高教組も加え、早急に運営事務所の校外への設置に向けたとりくみをすすめること。
20. Office365の利用やネットワーク・端末の整備、職員・生徒への研修など、高い専門性が必要であり、担当分掌や情報科の職員の負担が大きい。手探りで進めているため、これでいいのかの自信も無い。このような非常時だからこそ、いつでも対応出来るような専門員や支援員の常駐者を学校に置くか、ヘルプデスクなどを設置するなど、対策を講じること。
21. 生徒用タブレットは共用しているが、学習効果・感染症対策の面、学習権の保障として一人一台を配布すること。（名護商工）
22. リモート学習、職員による在宅勤務が行われている現実の中、職場でも自宅でも使用できる職員用タブレットを一人一台配布すること。学校現場にあるPCは持ち出し禁止となっている上に、動画編集やカメラなど内蔵しておらず、オンラインには、向いていないため。
23. 昨今、ICT機器を利用した教育実践が奨励されている。特にコロナ禍により 20

年度より、リモート学習、遠隔での講演会等を含む ICT 機器を使用しての教育実践が急激に加速している中、それに伴う、プロジェクターの特別教室含む全教室完全設置、Wi-Fi 環境の整備および消耗品（ケーブル、iPad 用の HDMI コネクタ等）の予算の増額をすること。

24. 非常勤講師用のパソコンを配布すること。共用パソコンも台数が少なく、教材研究、校務支援システム等の仕事が出来ない時間が生じる等、出勤日・出勤時間が少ない中、業務に支障が出ている。
25. **離島地区における臨時の任用職員の準特地手当を同一校・同一地域に勤務する場合、2年目以降も支給すること。「離島地区等、生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給される手当である」という制度の趣旨に添った支給がなされていないため、複数年勤務となる場合は、臨時の任用職員にも支給するよう改善すること。**
26. 職員は授業以外の時間に、常駐し業務に当たっている職員準備室にクーラーの設置がなく、非常に暑い。設置されない理由が、生徒が使用しない部屋であるとの事ですが、労働者の職場環境改善のため設置すること。（真和志高校）
27. クーラーの故障による修理にかなりの時間を要している。生徒の学習環境および職場環境改善のために、早急な修理対応ができるような予算措置をすること。
28. コロナ禍では、換気のため閉めきっていなることもあり、クーラーの効きが悪い。遮光シートの活用も含めて工夫するための予算措置をすること。特に、教室は生徒の授業に対する集中力が欠け、支障が出ている。（名護商工）

二、教育費の保護者負担を軽減すること。

1. 経済情勢が大変厳しい中、校納金などの私費負担の軽減を図るなど、保護者負担軽減のための実効性ある施策を講じること。
2. 特別支援学校に関する「就学奨励費」について、引き続き現行水準を維持するとともに、活用方法について保護者や学校現場の負担にならないような方策を講じること。実際、肢体不自由特別支援学校中学部の県外旅費保護者負担が大きいことや、就学奨励費三段階の医療的ケア対象生徒の保護者が同伴のために旅費を全額負担する等のケースが生じている。
3. 特別支援学校における宿泊を伴う学校行事及び校外学習等については、学校計画が十分実施できるような予算措置をすること。
4. 離島地区の生徒たちの就職活動が不利にならないよう、旅費支援を一層充実させること。
5. **就学奨励費の対象枠を拡大・継続すること。**
6. 特別支援学校の修学旅行について、中学部は九州までと決められているようだが、離島校の場合、航空便の九州へのアクセスが悪く、移動のための一泊を余儀なくされている。離島校に関しては、航空便の選択の幅を広げ、移動のための余分な宿泊を避け、保護者の負担を軽減し、生徒にとって有意義な旅行が実施できるよう関西・関東への修学旅行も可能にすること。

7. 県バス通学費支援を全家庭に拡充すること。支援から漏れている生徒へは当面、OKICA導入以前の路線バス回数券学生割引(2割5分)制度の内容と同様な補助をすること。
8. リモート学習の充実に向けて、タブレット購入費やインターネット接続料も助成すること。(名護商工)

三. 旅費等について

1. 離島地区への赴任旅費の増額を図ること。特に短期(年度途中赴任も含む)の臨任については、個人負担が多くならないように対策を講じること。また、離島地区は不動産バブルによる家賃の高騰、アパートの空室の不足等、教職員の住居確保も非常に困難である。このような状況では離島地区への異動推進は厳しい。時限的でも住居手当の増額、民間アパートの借り上げ等対策を継続的に講じること。
(教職員住宅の不足により、補充職員が教職員住宅へ入居できず、個人でアパートを契約しなければならない事例が発生している。アパート契約等初期費用には20万円以上必要であり、赴任旅費では賄えない負担額となっている。特に2から3ヶ月の臨任の場合、こうした状況から補充を断る事例も出ており人員配置にも支障をきたしている。定期人事異動についても住宅確保困難な状況から、離島地区への異動推進は厳しい。)
2. 生徒の学習権の保障という観点から、時間短縮のため、北部地区等から総合教育センターや県庁等への出張については、高速自動車道利用料金も簡易な手続きで、通常支払われる旅費に加算して支給すること。(職員が自己負担している状況がある)

四. その他

1. 生徒引率の公務において自家用車を使用する際、保険内容の押しつけをしないこと。
2. 子育てをしながら就学する生徒を支援するため、通信制高校に託児室を設置すること。
3. 日本学生支援機構、県人材育成財団等の奨学金制度は有難いが、奨学金申請に係る手続き業務が学校に任されているため、奨学金事務担当職員の業務負担過重の状況が生じている。特に、年度当初には各種奨学金申請手続きが殺到し、申請締め切りに間に合わせるため、授業に支障を来たす事例も起きている。教職員の担うべき業務を精査し、事務補助を配置する等の対策を講じること。
4. 「少人数展開授業」を推進すること。「習熟度別授業」のみでは、学力が同程度、特に学力が低い生徒同士では、学びあいが進まず協同的な学習が発展しない。(那覇工業)
5. 定時制課程の職員補充が配置されるまでの間、全日制課程職員が授業補充を行っており、通常業務に支障をきたしている。時間外手当を支払うこと。

以上